

生食発 0406 第 1 号  
2食産 第 6995 号  
令和 3 年 4 月 6 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

欧州連合の加盟国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「欧州連合等」という。）において、動物性加工済原料及び植物性原料から成る加工食品を「混合食品」として規制しています。

令和 3 年 4 月 21 日から欧州連合等が輸入する混合食品について、当該混合食品の温度管理の有無、動物性加工済原料の種類に応じて公的機関が発行する証明書の添付が必要となること等を定めた新たな規制が施行されることから、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 EU-C1「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け混合食品の取扱要綱」を新たに定めたほか、手続規程の別表 1 及び別紙リストの改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。